

総合社会福祉研究

特集／社会保障・社会福祉研究に今求められていること

社会保障・社会福祉研究に今求められていること

藤松 素子

労働者階級の貧困と社会保障

唐鎌 直義

核時代の生存権とナショナルミニマム

本間 照光

——いのちを捨ててそびえ立つ経済社会 3・11からの転換

障害者自立支援法をめぐるこれまでの運動の経過と今後の課題

塩見 洋介

<座談会> 杉村宏さん、朝日健二さんに聞く

論文

貧困の拡大と生活保護の役割

吉永 純

海外福祉情報

韓国におけるワーキングホームレスの現状と居住福祉の課題

全 泓 奎

オーストラリアにおける障害者雇用と学校教育の連関に関する一考察

～連邦政府レベルの施策動向から

山中 冴子

書評

増田正人・黒川俊雄・小越洋之助・真嶋良孝著

『国民的最低限保障（ナショナル・ミニマム）——貧困と停滞からの脱却』

湯川 順子

現場実践レポート

特別養護老人ホームへの入所をめぐる「低所得者層」の問題について

—「待機者」にもなれない要介護高齢者問題を考える—

村瀬 博

総合社会福祉研究

第 39 号 目次

特集

社会保障・社会福祉研究に今求められていること

- | | | |
|------------------------------|------|----|
| 社会保障・社会福祉研究に今求められていること | 藤松素子 | 2 |
| 労働者階級の貧困と社会保障 | 唐鎌直義 | 8 |
| 核時代の生存権とナショナルミニマム | 本間照光 | 22 |
| ——いのちを捨ててそびえ立つ経済社会 3・11からの転換 | | |
| 障害者自立支援法をめぐるこれまでの運動の経過と今後の課題 | 塩見洋介 | 34 |
| <座談会> 杉村宏さん、朝日健二さんに聞く | | 42 |

論文

- | | | |
|---------------|------|----|
| 貧困の拡大と生活保護の役割 | 吉永 純 | 64 |
|---------------|------|----|

海外 福祉情報

- | | | |
|---------------------------------|-------|----|
| 韓国におけるワーキングホームレスの現状と居住福祉の課題 | 全 泓 奎 | 75 |
| オーストラリアにおける障害者雇用と学校教育の連関に関する一考察 | | |
| ～連邦政府レベルの施策動向から | 山中冴子 | 85 |

書評

- | | | |
|---|------|----|
| 増田正人・黒川俊雄・小越洋之助・真嶋良孝著
『国民的最低限保障（ナショナル・ミニマム）——貧困と停滞からの脱却』 | 湯川順子 | 94 |
|---|------|----|

現場実践 レポート

- | | | |
|--|------|----|
| 特別養護老人ホームへの入所をめぐる「低所得者層」の問題について
——「待機者」にもなれない要介護高齢者問題を考える—— | 村瀬 博 | 98 |
|--|------|----|

特集

社会保障・社会福祉研究に今求められていること

社会保障・社会福祉研究に 今求められていること

藤松 素子

東日本大震災がもたらしたもの

本稿に課せられているのは本特集「社会保障・社会福祉研究に今求められていること」についての解題であるが、この問題を考える際に今回の震災被害について触れずにおくことはできない。なぜならば、東日本大震災により私たちが失ったものは、社会保障・社会福祉の対象に他ならず、この事態にいかに対応していくのかが、今まさに厳しく問われているからである。

2011年3月11日は、私たちにとって決して忘れることのできない出来事が起きてしまった日として、記憶に深く刻まれることとなった。

まずは、マグネチュード9.0、最高震度7という、史上まれに見る規模の大地震が起きたことに関わってである。実際に、地震発生後7ヶ月を過ぎた現在（2011年10月現在）も、なお震度3～4規模の余震が頻発している。被災地は未だ現在進行形で被災し続けているといっても過言ではない。

そして、強烈な地震に伴った津波の最大波は、福島県相馬市の観測地点で9.3メートルを記録したが、その後の検証により、岩手県宮古市の沿岸部では38.9メートルまで冠水したことが報告されている。実に、13階建てのビル相当の高さまで達する波が美しい三陸海岸を襲ったのである。

津波の被害は、岩手・宮城・福島の東北3県を中心としながらも、北は北海道から南は四国の徳島・高知にまで至る非常に広範囲にまだら状に広がったことが、この大震災の特徴となっている。人的被害は、死者15,828名、行方不明者3,760名、負傷者5,942名。建物被害は全壊118,743戸、半壊183,323戸、一部半壊605,513戸に及ぶ⁽¹⁾（2011年10月21日現在）。1995年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災の死者6,434名、行方不明者3名、負傷者43,792名、全壊105,000戸、半壊144,000戸という被害状況と比較しても、建物被害に比して人的被害があまりにも大きいことが津波の猛威の証左であろう。

この津波は、風光明媚な東北沿岸に不似合いに乱立する原子力発電所群にも例外なく襲いかかった。最も大きな被害を受けた福島第一原子力発電所は見ても無惨に大破したことにより水素爆発を起こし、福島沿岸部を中心に大規模な被害をもたらした。2011年10月現在、県外避難者数は宮城県で8,449名、岩手県で1,437名であるのに対して、福島県は実に55,608名にものぼる。津波による家屋・職場等の流出の影響のみならず、放射能汚染の脅威によるものであることは論を待たない。震災後も県内にとどまり生活を送る人々も、常に健康不安に晒され続けているのである。この側面からみても、震災被害は未だ継続中であり、かつ、収束の見通しは未だたっていない。

医療・福祉関連施設にも甚大な被害が及んだ。厚生労働省の調べによれば、岩手・宮城・福島の前3県における医療機関においては、380病院中300病院が被害を受け、うち全壊が11病院、一部損壊が289病院であり、6531の一般診療所・歯科診療所のうち167診療所が全壊したという。社会福祉施設を見ると、7206施設のうち875施設が被災し、59施設が全壊、816施設が一部半壊となっている。また、ライフラインにおいては、19都道府県の水道施設が被災し、累計で約230万戸が断水した。このうち2011年10月7日現在で、未だ4万5,000戸は復旧できておらず、人々の生活に大きな影響を及ぼしたことが報告されている。そして、産業への影響であるが、とりわけ臨海部における津波被害が大きく、東北3県の事業所数・就業者数の約3割が大きな被害を受け、生活再建の見通しがたない状態である⁽²⁾。

今回の震災は、地域での暮らしを根底から覆した。夥しい数にのぼるかけがえのない生命を奪い去り、生活の基礎である住居や、社会資源、そして働く場を破壊し尽くした。同時に、国民の生命を支える医療や社会福祉の施設・職員にも甚大な被害を及ぼしたのである。あまりにも大きな被害の前に、私たちの多くは呆然と立ちすくんでしまったことだろう。しかしながら、それにとどまっている暇はない。「国難」と称されたこの重大事から、私たちは貴重な教訓をえなければならない。将来に向けて、大地震や大津波への対策を強化することは当然のことであるが、被災直後から復興へのプロセスを検証することで、今回の震災が単なる天災にとどまらず、この国がこれまでに作り出した人災ともいえる側面があることを認識する必要があるのではないか。

震災以前における日本社会の現状

今回の震災による被害を集中的に受けた東北3県は、第1次産業従事者や中小零細企業が比較的多い地域であり、そもそも、都市部との地域間各格差が顕著な地域でもあった。1980年代からの経済のグローバル化の進行、2000年代において

は、「聖域なき構造改革」の旗印の下、国庫補助負担金の廃止、税財源の移譲、交付税交付金の見直し等が強行された。こうしたことを背景として、当該地域においては過疎化・高齢化が更に進み、農林水産物等の輸入促進政策により地域産業が衰退し、医療、介護、福祉、教育、自治体業務は軒並み削減・統廃合の対象とされ、いわゆる「限界集落」が多数出現してきた。また、「買い物難民」、「医療難民」、「ガソリンスタンド難民」等々の問題が顕在化してきた。

これに加えて「三位一体改革」において、国から地方への財政支出の大幅削減、公務員数の見直し、多分野における規制緩和と政策が推し進められてきた。「平成の大合併」により多くの市町村で公務員数が削減され、旧役場が支所扱いとなり、自治体が地域住民の生活を把握する術が失われていた。例えば、福島県においては、1999年4月1日で90市町村を有していたが、2011年10月1日現在では59市町村となり、3割を超える自治体が姿を消し名前を変えている。被害の大きかった宮城県石巻市や気仙沼市等においても、大規模な合併が行われたことにより、旧町村地域では震災直後の災害把握、孤立集落・家屋の確認が大幅に遅れることとなり、被害が拡大する大きな要因となった。

また、2007年に示された「国立病院改革ガイドライン」に基づき、地方公立病院の統廃合が進められた結果、地域医療が崩壊していった。医療費・財政削減を目的として、医師数・看護師数の削減、病床数の削減、診療科の削減、そして公立病院・診療センターの縮小・再編により、子育て世代の若者たち、慢性疾患を抱える高齢者等を中心として、地域住民が安心して暮らせる術を奪われていったのである。

全国に目を向ければ、この間に広範囲にわたって「貧困」が広がってきたことが指摘できる。まず、雇用崩壊といえる現象についてである。⁽³⁾ 2011年春に4年制大学を卒業した学生のうち、就職した人の割合は61.6%。大学卒業後に「進学も就職もしていない者」(ニートと称される者)は87,988人で卒業者の15.9%、アルバイトなど

の「一時的な仕事に就いた者」は19,146人で卒業者の3.5%であり、あわせて10万7,134人(卒業者の3.5%)が進路未定となっている。実に4割近くの学生が厳しい就職戦線に挑みながら、ついには内定を得ることなく卒業せざるを得なかったのである。

総務省統計局「労働力調査」によれば、若年層の完全失業率も高水準となっており、2011年2月現在4.6%である。とりわけ15～25歳層においてはきわめて高く、男性では9.1%、女性は6.8%という水準である。同時に非正規雇用層も大きな広がりを見せる。35歳未満における非正規従事者の割合は、男性で23.1%、女性では46.5%となっている。こうした環境の下では、若者たちが親元から自立した生活を送ることも困難であり、ましてや結婚・出産を決意するのには非常にハードルが高いといわざるをえない⁽⁵⁾。

二つ目に、いわゆるワーキングプア状態におかれた人々の増大も大きな問題である。ワーキングプアとは、一般的には「フルタイムで働いてもなお、生活保護基準以下の収入しか得られない人たち」を指し、全労働者の2割を超える1,100万人以上となっている⁽⁶⁾。

3番目が生活保護受給者の増加についてである。2010年度における生活保護利用世帯数は142万6659世帯であり、そのうち高齢者世帯が42.7%、傷病・障害者世帯が33.1%、母子世帯が7.8%となっている。16.4%の「その他世帯」は、働ける年代でありながら失業等によって受給する人たちの存在を示しており、その背景には前述した非正規労働者の増加等がある。

4番目は、貧困の可視化にかかわってである。日本政府は1960年代以降、長らく国民の貧困実態を明らかにしてこなかったが、2009年10月には相対的貧困率を初めて発表した。「国民生活基礎調査」によれば、2009年現在の相対的貧困率は16.0%、子どものある世帯においては14.6%となっており、いずれも過去最悪である一方、実質値貧困線⁽⁷⁾は112万円と過去最低レベルとなっていることが報告されている。なお、17歳以下の子どもの貧困率は15.7%であり、ひとり親世

帯の貧困率は実に50.8%にのぼる。

また、全世帯のうち32%が年収300万円未満であり、母子世帯では7割が、高齢者世帯では6割が年収300万円未満となっている。そして、貯蓄⁽⁸⁾の全くない世帯は全体の1割を占め、母子世帯においては3割が「貯蓄なし」と答えている。

すなわち、これまで長年にわたる自民党・民主党政権が作り出してきた国民生活の破綻状況に加え、東日本大震災による大地震・大津波が追い打ちをかけたことにより、震災復興への途がより困難になってきていることが推察できる。大震災が起きたことだけが「国難」を生み出したのではなく、それまでの国家政策の破綻が「国難」を更に深みに陥れたのである、あらためて、この国における社会保障・社会福祉のあり方が厳しく問われているといえよう。

社会保障・社会福祉をめぐる論点

そもそも社会保障・社会福祉とは何であるのか。その目的とは何であろうか。これは古くて新しい問いの典型であり、これを本格的に論じる紙幅は本稿に用意されてはいない。ここではごく簡単にスケッチするにとどめたい。

社会保障についての定義は様々であるが、例えば1942年に出された「ベヴァリッジ報告」(『社会保険および関連サービス』)においては、『『社会保障』とは、失業、疾病もしくは災害によって収入が中断された場合にこれに代わるための、また老齢による退職や本人以外の者の死亡による扶養の喪失に備えるための、さらにまた出生、死亡および結婚などに関連する特別の支出をまかなうための、所得の保障を意味する』と定義されている⁽⁹⁾。

また、1961年に世界労連の第5回大会において採択された「社会保障憲章」によれば、「社会保障は、その原因と理由にかかわらず、病気、出産、障害、老齢、労働災害、職業病、家族手当、失業及び死亡などをふくむいっさいの社会的責任と危機に対して適用されなければならない」と謳われている。

そして、1950年に日本の社会保障制度審議会が明らかにした「社会保障制度に関する勧告」(「五十年勧告」)においては、「いわゆる社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担に於いて経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである」と述べられている。

上記三つの概念規定を比較してみると、いずれも各ライフステージで遭遇する可能性のある様々な生活問題を対象に据えたものとなっており、とりわけ「社会保障憲章」、「五十年勧告」においては、その社会的責任の果たし方にも踏み込んだ規程となっていることに特徴があるといえよう。

これに対して、2011年6月30日に正式決定された「社会保障・税一体改革成案」(以下、「成案」と略)における「Ⅰ 社会保障改革の全体像」の「基本的考え方」では、そのポイントとして「社会保障は国民が支え合いの仕組みに積極的に参加することで強固なものとなっていく」とし、「より公平・公正で自助・共助・公助の最適なバランスによって支えられる社会保障制度に改革していく」と述べている。

また、「成案」においては、この「改革」にあたっての留意点を5点に渡って指摘している。すなわち、①自立・自助を国民相互の共助・連帯の仕組みをつうじて支援していくことを基本とすること、②必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に行うこと、③給付・負担の両面で、世代間のみならず世代内での公平を重視すること、④社会保障改革と財政健全化の同時達成、社会保障改革と経済成長との好循環を実現すること、⑤地方単独事業を含む社会保障給付の全体像を整理し、制度の簡素化や質の向上を推進すること、の5点である。いずれも多く論点を孕んでおり、検討すべき課題は多いが、ここでは社会保障の理念に関わって大きな意味をもたら

している1番目の「共助・連帯」概念のみを取りあげたい。

いわゆる社会福祉の「基礎構造改革」以来、政府が意識的に用いている「自助・共助・公助」概念であるが、そもそもこの表現は社会保障概念を歪めるための操作的概念であるといつてよいだろう。とりわけキー概念となるのが「共助」である。かつて「日本型社会福祉論」においては「自助・互助・連帯」がキーワードであったわけであるが、これが1990年代には「みんなのために、みんなで作くり、みんなで支える」という表現となり、「相互扶助」や「互助」に替わって位置づけられたのが、この「共助」という言葉なのである。

確かに人間の本性としても、現代社会の構造上の問題としても、ある意味での「自助」や「互助」の必要性は否定するべきものではない。自立的・自律的生活を送ることは人間にとって重要なことであり、そのためにはインフォーマルネットワークにおける互助も大切な要素となる。その上で問題なのは「公助」とは何かということである。自分の生活を「自ら」「助け」る、地域生活を支えるために相「互」に「助け」あうことと同列に、社会保障は「公」による「助け」であるというのであろうか。先に確認した三つの社会保障概念を持ち出すまでもなく、社会保障の名に値する制度とは、国民の権利保障という性格を有するべきものであり、決してお上から受ける恩恵的なものではない。また、「自助」「共助」という言葉を用いることもまた、「権利としての社会保障」概念を曖昧にし、国民一人ひとりが支え合う互恵的な性格を強調することにつながっているといえよう。

このことが象徴的に表現されているのが、「成案」における「負担と給付の関係が明確な社会保険(＝共助・連帯)の枠組みの強化による機能強化」という表現である。上述したように、これまでも、社会保障を論じる際に、国民相互の助け合いを重視する表現が多用されてきたわけであるが、それでも「公助」という言葉を用いて、どうか国家の役割を位置づけてきたといえる。しかしながら、この「社会保険(＝共助・連帯)」という表現を用いているということは、最低限の国

家役割としての「公助」をも消し去り、社会保険をあたかも相互扶助によってのみ成立するものと位置づけていると解されても致し方ないであろう。これは意図的に社会保険・社会保障概念を歪めるための装置であると考えべきなのではないか。そうでなければ社会保障の歴史を踏まえない相当な時代錯誤な表現であろう。

社会福祉をめぐっても同様なことがいえる。「成案」の中で示される社会保障「改革」の工程表における「優先的課題」には「子ども・子育て支援」、「医療・介護サービス」があげられているが、いずれも現代日本の社会福祉の中心的課題である。これらの検討に際しても、同じ枠組みで議論されているということは、社会福祉もまた、基本的には「自助」「共助」を基礎として展開すべきという認識にあるといえよう。⁽¹⁰⁾

社会保障・社会福祉研究に求められる視点とは何か

『総合社会福祉研究』発行の目的は「社会福祉、社会保障の理論研究の発展に積極的な役割を果たす」ことにある。また、本紀要は以下の6点の性格を有したものであることが明記されている。

①勤労者、国民の立場に立った社会福祉、社会保障のあり方を真摯に追求する研究発表の場とする。②研究の今日的到達点が反映されている理論誌とする。③掲載論文は、基礎理論的な論稿、および時論を扱ったものでも理論的に深めた論稿を重視する。④社会福祉、社会保障に関する内外の研究情報を紹介する。⑤若手研究者、大学院生に研究発表の場を提供するとともに、若手研究者の研究交流の場とする。⑥必要な場合は学会や福祉関係者に問題提起をし、討論を呼びかける、の6点である。

このうち、他誌にない本紀要における研究の基本的視点として最も重要なことは①の「勤労者、国民の立場に立った」という表現に現れているといえよう。今回の震災被害そのものの検証、震災復興の過程における検証、あるいはこれから始まる「社会保障と税の一体改革」にむけての批判的

な検討と、その具体的な展開に関する検証。いずれにおいても、中央・地方政府の提示するデータ・資料・政策提言のみを鵜呑みにして、その枠組みを前提にするのではなく、国民の生活問題を正確にとらえ、問題を抱える国民に真摯に向き合いながら研究を行っていく姿勢こそが求められているのである。

翻ってそれは、現行政府が社会福祉・社会保障政策の課題として明確に位置づけていない問題についても目を向けていくことの必要性を突きつけている。新しい制度が発足した際に、その枠組みにあう事象のみを取捨選択してデータを収集することなく、現実社会でおきている事象を丁寧に記述していくこと。実質的に発言を封じ込められてしまっている当事者たちの声なき声に真摯に耳を傾けること。なにより、取り扱うすべての事柄に批判的な分析を行うことが重要であろう。こうした営みを通してはじめて、新たな政策・制度設計の基礎となる資料が蓄積され、それを説得的に説明しうる理論が構築されていくのである。

批判的な分析とは、否定して終わるということでは、もちろんない。どんな立場からの発言であったとしても、どのような問題に対する提案であったとしても、まずは「本当にそれが正しいといえるのか否か」を自分の目で吟味する姿勢を維持した検討を行うことである。これは、決して簡単にできる作業ではない。若手研究者にとってはハードルの高いものとなるかもしれない。しかしながら、多くの深刻な生活問題を抱えた国民の暮らしを目の当たりにした際に、単に論文のメ切り間に間に合わせるためのお手軽な研究をすることが、果たして許されるであろうか。

高齢期の孤立、障害のある人たちの「生活の質」に関わる問題、子育て世代の不安・困惑、若者や子どもの貧困問題等々。こうした諸問題に対して、現行の社会保障・社会福祉の政策・制度の運用だけでは、その解決は困難であることは明白である。ましてや今回の震災被害の復旧・復興は、新しい社会保障・社会福祉の制度的・財政的枠組みなしには語れない。そして新しい枠組みの検討には、現行の枠組み・実態のクリティカルな検証

が不可欠なのである。今こそ、これまでの社会保障・社会福祉研究の丁寧なサーヴェイを行い、国民の立場に立った理論研究を旺盛に展開していくことが求められていることを、自戒も含めてここに改めて確認しておきたい。

(ふじまつもとこ・佛教大学社会福祉学部教授／本誌編集委員)

【注】

- (1)2011年10月21日現在、警察庁緊急被害警備本部発表によるもの。このデータ自体、未だ日々刻々と書き換えられている。その意味では、今回の大震災における総合的な検証は、未だ着手すること自体が困難な状態であるといえよう。
- (2)『平成23年版 厚生労働白書 社会保障の検証と展望～国民皆保険・皆年金制度から半世紀～』145～148頁参照。本書においては、「第2部 現下の政策課題への対応」の中で、「特集 東日本大震災に対する厚生労働省の対応」と題して20頁余を割いている。
- (3)労働者階級の貧困状態についてのより詳細な報告・分析については、本特集における唐鎌論文を参照されたい。
- (4)「平成23年度学校基本調査」10頁参照。卒業後に進路が決定しない学生たちは今後も増えていくことが予想され、その何割かが不安定雇用層になかれこんでいくことをどうにか防いでいかなければ、社会保障の展望などもてないことは指摘するまでもないであろう。
- (5)中村和雄・脇田滋2011『「非正規」をなくす方法 雇用、賃金、公契約』新日本出版社、「第2章『非正規』な雇用とは何か」を参照。ここで紹介されている労働者の実態は、生涯未婚率の上昇、合計特殊出生率の低下を若い女性たちの「生き方」問題にすり替えることの論拠のなさを明白に示している。
- (6)国税庁によれば、2010年における年収200万円以下の「ワーキングプア」は1,100万人、全労働者の24.4%を占めると報告されている。世帯単位でみた場合、厚生労働省2009年調べによれば、全世帯の19.3%を占めるという。
- (7)年間所得が全人口の可処分所得の中央値(2009年では224万円)の半分の値を指す。これらの数値が示され、相対的貧困率が提示されるようになったことは、この間の派遣村をめぐる多様な運動の大きな成果だといえよう。
- (8)可処分所得から生活必需品購入費用、公共料金支払い費用、ローン返済などを差し引いたものを指す。こうした経済的な余裕のなさは、現在の生活不安に直結するだけでなく、将来における生活の見通しのもてなさ、子世代の将来不安にも結びついていく上で看過できない問題である。
- (9)山田雄三完訳『ベヴァリッジ報告—社会保険および関連サービス』至誠堂4頁参照
- (10)障害領域における議論も同様であることは、本特集の塩見論文においても明らかにされている。また、社会保障に関するより広い視点における分析は本間論文、および「座談会」を参照されたい。

特集

社会保障・社会福祉研究に今求められていること

労働者階級の貧困と社会保障

唐鎌直義

はじめに

本稿は「労働者階級」の中のどのような人々が貧困な生活を送っているのか、統計的な分析を試みた論稿である。労働者個人の賃金水準や所得水準を捉えた統計はいくつかあるのだが、世帯単位で捉えた統計は少ない。人間の生活が家族もしくは世帯を単位として営まれている以上、貧困は世帯単位で測定されなければ意味を為さない。これまでも資料的制約に悩まされてきたが、諦めて投げ出しているにもかかわらず、少し足を踏み出してみることにした。

具体的には、「単独世帯」（一人暮らしの人）の所得分布を年齢階層別に見てみた。その結果、今日「若年男性単身型貧困」が相当な量、存在することが判明した。また、女性の単独世帯の場合、年齢階層に関係なく高い割合で貧困が存在することも判明した。一部に高所得の単身女性が存在することは確かだが、全体的に見るならば、女性の一人暮らしは今日、「貧困」の代表的な集団の一つになっている。そのライフステージの先には「高齢女性単身型貧困」の大集団が待ち受けている。

次に、「世帯業態」（世帯のなかの最多所得者の就業形態のこと）別に世帯所得の分布状況を見てみた。その結果、「短期雇用者世帯」「雇人なし自

営業者世帯」「最多所得者が雇用者でも自営業者でもないが、所得を伴う仕事に就いている世帯」に多くの貧困世帯が含まれていた。これらの世帯ではやはり単身世帯で貧困率が非常に高かったが、世帯人員が増えても貧困率があまり下がらない点に特徴が認められた。また「常雇者世帯」（正規雇用者世帯）に目を向けると、企業規模と貧困率はきれいに反比例した。「企業規模30人未満」に勤める常雇者世帯で貧困率が最も高く、「企業規模30人～999人」に勤める常雇者世帯でも貧困率はまだまだかなり高かった。「企業規模1000人以上」になると貧困率は大きく低下した。

さらに「二人以上勤労者世帯」の第Ⅰ10分位階層の家計状況を分析し、生活保護基準以下の平均年収で営まれる家計の実態を解明した。長引く不況により実収入が低下するなか、税・社会保険料は上がり、可処分所得は低下していた。第Ⅰ10分位階層では「食料費」や「被服・履物費」の節約は当然の事態として、これまで「社会的固定費」と言われてきた「節約できない費目」がついに切り詰められるようになり、「保健医療費」と「教育費」の大幅な低下が表れていた。

研究は「帰納」と「演繹」を繰り返す作業だと思うが、実証研究は「帰納」の方に力点が置かれなければならない。「帰納」を忘れた実証研究ほど、読んでいてつらい思いに捕らわれるものはない。数字や事実の羅列になってしまうからである。本

表－１ 年齢階層別にみた単独世帯の所得階層分布（2009年）

（単位：％、万世帯）

	29歳以下		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～64歳		65歳以上		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
50万円未満	16.9	15.4	－	－	1.3	3.8	2.8	－	3.4	4.3	2.7	8.1	5.4	7.0
50～100万円未満	16.9	12.3	2.7	8.7	5.0	7.7	6.6	5.5	20.3	17.4	10.9	22.8	10.7	18.4
100～150万円	18.3	9.2	6.7	8.7	2.5	11.5	14.1	21.9	13.6	27.5	17.4	21.5	13.6	19.8
150～200万円	8.5	10.8	5.3	2.2	6.3	9.6	9.4	13.7	10.2	13.0	12.0	18.5	9.1	15.6
200～250万円	14.8	20.0	8.0	8.7	6.3	9.6	8.5	11.0	8.5	13.0	19.6	12.8	12.7	12.8
250～300万円	7.0	12.3	10.7	13.0	6.3	13.5	3.8	11.0	8.5	4.3	14.1	7.6	9.0	8.6
300～350万円	6.3	4.6	10.7	23.9	11.2	9.6	5.7	5.5	5.1	2.8	10.9	3.4	8.5	5.1
350～400万円	5.6	4.6	8.0	10.9	5.0	5.8	8.5	2.7	3.4	4.3	4.9	0.7	5.9	2.3
400～450万円	2.8	3.1	14.7	2.2	6.3	1.9	2.8	4.1	5.1	4.3	2.2	0.7	4.6	1.6
450万円以上	2.8	7.7	33.3	21.7	50.0	26.9	37.7	17.8	22.0	8.7	5.4	3.8	20.4	8.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
世帯分布(万世帯)	128.8	46.2	68.1	32.7	72.6	36.9	96.2	51.8	53.5	49.0	166.9	392.7	586.1	609.3
世帯分布(構成比)	22.0	7.6	11.6	5.3	12.4	6.1	16.4	8.5	9.1	8.0	28.5	64.5	100.0	100.0

資料）厚労省『国民生活基礎調査』（平成221年版）72、237ページより作成。

注）世帯分布（構成比）は男の単独世帯総数586.1万世帯、女の単独世帯総数609.3万世帯を、それぞれ100.0％として計上している。

稿が読者諸兄諸姉を、そういう迷路に陥らせない論文であることを願うばかりである。

1. 年齢階層別に見た単独世帯の貧困

厚労省『国民生活基礎調査』には、単独世帯の所得分布状況を6つの年齢階層別に示した統計表がある（表－1参照）。本稿のテーマに従えば、厳密には、公的年金の受給開始前の64歳以下の5つの年齢階層を分析の対象とすべきかも知れない。しかし、65歳以上の高齢者でも働いている人は現に多く存在しているし、また退職者であってもその多くは高齢期を迎えた元労働者である。そういう理由で分析の対象に含めることにした。以下、生活保護基準以下の所得で生活する単身者の貧困率、貧困世帯数、年齢階層の分布状況等を男女別に見ることにする。

表－2の注に示したように、2009年現在の2級地－2の生活保護基準を全国平均と見なし、貧困の測定基準として採用した。具体的には、64歳以下の各層については、稼働年齢層の貧困を測定するのであるから、生活扶助費（Ⅰ類＋Ⅱ類）に2級地－2の平均的住宅扶助費を加え、それに総務省『家計調査年報』を参考にして導いた税・

社会保険料負担（非消費支出）を加え、さらに勤労控除（基礎控除）を加えて貧困基準とした。年齢階層によって保護基準が異なるので、それを反映した結果、貧困基準は年間所得185万～195万円になった。65歳以上の高齢者については勤労控除を省いたので、貧困基準は年間所得145万円になった。

(1) 女性の「高齢単身型貧困」

表－1と表－1から導いた表－2を参照して頂きたい。男女別に見ると、女性の単独世帯数609万世帯は男性の単独世帯数586万世帯を23万世帯上回っているに過ぎず、両者の間にそう大きな開きはない。しかし、生活保護基準以下の所得で生活する貧困単独世帯の数は、女性の285万世帯に対して男性199万世帯で、女性の方が86万世帯も多い。しかも女性の貧困単独世帯は、その69%が65歳以上の高齢単独世帯によって占められている。60～64歳層の貧困単独世帯も含めると実に79%に達する。女性の貧困は「高齢単身型貧困」と把握してよいであろう。こうした現実の背後には、言うまでもなく、現行公的年金制度の問題、つまり女性高齢者の大部分が受給している国民年金の給付水準の低位性がある。最低保障